

学校いじめ防止基本方針

海老名市立有鹿小学校

令和6年9月1日改訂版

海老名市立有鹿小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはけません。

(学校及び職員の責務)

海老名市「ひびきあう教育」の理念の元、平成 24 年に再確認された「いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針」および、同年改訂された、いじめ対応マニュアル「いじめへの対応～いじめのない学校を目指して～」に基づき、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めます。児童一人ひとりを大切にする人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導や道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 道徳指導の重点の一つに「思いやりの心の育成」を設定し、授業を柱として学校教育活動全体のなかで指導していきます。
- 特別活動等を通して、互いに思いやり、優しくすることの大切さについての意識高揚を目指した取組みを進めます。
- いじめを許さない学校づくりを進めるため、毎年、年度初めに本校の方針を全教職員で確認します。
- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めるため、毎年、全教職員で研修を実施します。

(2) いじめの早期発見、早期解決のための取組み

- 全教職員で児童理解の重要性について年度当初に確認し、日々の学級での活動のなかで児童に寄り添い児童理解に努めます。また、学年職員や教育活動グループ等で情報を共有し、児童理解の充実を図ります。
- いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応するために教育相談等の機会を通して、より実態把握に努めます。
- 毎学期、児童に対し、実態調査アンケートを実施し、調査結果を全教職員で情報共有します。
- いじめに係る相談を受けた場合には、速やかに事実の確認をします。
- いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、いじめを受けた児童を守ります。また、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続的に行います。
- いじめの当事者間の争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- いじめの再発を防止するために、いじめの発生した経緯や状況等を確認し、いじめを行った児童のよりよい成長に向けて継続的に指導を行います。また、その保護者への助言も継続的に行い、学校とともに成長を見守れるようにします。
- その他、いじめに係る対応の具体的な流れや留意点については、海老名市教育委員会発行いじめ対応マニュアル『いじめへの対応～いじめのない学校を目指して～』『生徒指導提要』等に基づき、適切かつ迅速に対応します。
- 全てのいじめを教師が把握し、解決を図ることは難しい面があるため、場合によっては児童の力を借り、子どもと教師が連携していじめに対応することを視野に入れます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、海老名市教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(3) インターネット上のいじめへの対応

- 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、インターネット等を通じて発信されるその他の情報の特性をふまえて、インターネット(特に SNS)を通じて行われるいじめを防止し、保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を学期に1回程度開催します。なお、いじめに関する相談や通報があった場合には、すみやかに事実を確認し、必要に応じて「いじめ防止対策委員会【臨時】」を設置し、いじめ事案への対応検討・決定を行います。

- (1) 「いじめ防止対策委員会【通常】」の構成
校長、教頭、総括教諭、教育支援コーディネーター、児童指導担当教諭
- (2) 「いじめ防止対策委員会【臨時】」の構成
校長、教頭、総括教諭、教育支援コーディネーター、児童指導担当教諭
該当児童の担任・同学年の担任、該当児童にかかわりのある教職員ほか
※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者（PTC役員、学校運営協議会、学校応援団、地域住民、民生委員、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）の参加を柔軟に検討し、校長が招集します。
- (3) 活動内容
重点1 いじめに対する認識及び対応についての共通理解
○年度当初に全教職員で「学校いじめ防止基本方針」の確認
○日常における児童指導に関する情報共有及び職員研修会の開催（年1回）
重点2 いじめ防止
○道徳教育・人権教育の充実
○特別活動等を通じた思いやりの心情の育成
重点3 いじめの早期発見・早期対応
○毎学期のいじめ実態調査アンケートの実施と結果を踏まえた迅速な対応
○いじめに係る情報の共有及び「報告・連絡・相談」の徹底
○いじめ事案発生時の迅速かつ組織的な対応

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、海老名市教育委員会を通じて市長へ報告し、海老名市教育委員会と協議の上、上記3「いじめ防止対策委員会」を校内緊急対応チームとして機能させ、迅速に調査に着手します。

- (1) 「いじめ防止対策委員会【重大事態への対処時】」の構成
※ 構成員については、通常時の構成メンバーに加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
※ 事案内容により構成員については海老名市教育委員会と検討し、校長が任命します。
- (2) 活動内容
○発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
○調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
○海老名市教育委員会への調査結果報告

平成 26 年 3 月 3 日 策定

平成 30 年 3 月 14 日 改訂

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 4 月 1 日 改訂